

○立命館アジア太平洋大学任期制教員規程

2003年2月26日

規程第546号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館アジア太平洋大学（以下「本大学」という。）において、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号。以下「任期制法」という。）

第4条第1項および第5条第2項にもとづき任用する任期制教員について、必要な事項を定める。

2 立命館アジア太平洋大学有期雇用教員就業規則（以下「就業規則」という。）その他の規程に定めのない事項については、日本国の労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 任期制教員とは、任期制法にもとづき、先端的、学際的または総合的な教育研究に携わるために多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織で任用する者、助教として任用する者または大学が定める特定の計画にもとづき期間を定めて教育研究を行うために任用する者をいう。

(教育研究組織および職位)

第3条 任期制教員が所属する教育研究組織および職位は別表1のとおりとする。

(任用基準および手続)

第4条 任期制教員の任用基準および手続は、立命館アジア太平洋大学教員任用および昇任規程による。

(職務)

第5条 任期制教員は、所属長の指示を受け、次に定める職務を遂行する。

- (1) 学則に定める授業科目の担当およびこれに付随する業務
- (2) 正課外の教育の担当およびこれに付随する業務
- (3) 研究および本大学のネットワークの充実発展に必要な業務
- (4) 学生の生活および課外活動の援助
- (5) 入学試験およびこれに関連する業務の補助
- (6) その他本大学の教学の実施に関し、必要とされる業務

(個人研究費等)

第6条 任期制教員に対する個人研究費等の取り扱いは、立命館アジア太平洋大学個人研究

費等取扱規程に定める。

(個人研究室)

第7条 任期制教員の個人研究室については、契約により定める。

(規程の公表)

第8条 この規程は、ホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2005年10月19日教員組織整備計画策定および施行細則の制定に伴う一部改正)

この規程は、2005年10月19日から施行し、2006年4月1日以降に任用する教員から適用する。

附 則 (2007年3月13日学校教育法等の一部改正に伴う一部改正)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月19日組織の設置および名称の変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月4日 アジア太平洋マネジメント学部の学部学科名称変更に伴う別表2及び別表3の一部変更)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2013年3月27日 適用する教育研究組織の変更および立命館アジア太平洋大学有期雇用教員就業規則の改正に伴う一部改正)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2015年3月18日 第3条別表1の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2015年7月30日 職務の追加等に伴う全部改正)

1 この規程は、2015年10月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、立命館アジア太平洋大学任期制教員規程施行細則は廃止する。

附 則 (2023年3月15日 サステナビリティ観光学部の設置に伴う一部改正)

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

所属	対象となる職位（任期制法第4条第1項第1号に該当するもの）	対象となる職位（任期制法第4条第1項第2号に該当するもの）	対象となる職位（任期制法第4条第1項第3号に該当するもの）
アジア太平洋学部	教授、准教授	助教	教授、准教授
国際経営学部	教授、准教授	助教	教授、准教授
サステイナビリティ観光学部	教授、准教授	助教	教授、准教授
言語教育センター	教授、准教授	助教	教授、准教授
教育開発・学修支援センター	教授、准教授	助教	教授、准教授